現代の社会保障と規範論アプローチ

---社会契約主義, 国家中心主義と効用主義---

川田 誠

目 次

- 1 はじめに
- 2 堀・塩野谷論争と社会契約主義
 - 1) 社会保障の方式区別と国家中心主義
 - 2) 塩野谷原理論と社会保障の論理体系
- 3 公的介護保険と社会保障制度の安定運営
 - 1) 公的介護保険の運営主体と開かれた共同体主義
 - 2) 介護保険の財政システムと保健費のマクロ命題
 - 3) 小 括
- 4 接合の理論と効用主義アプローチ
 - 1) 所得移転の諸方策と受け手の選択行動
 - 2) 与え手・受け手の相互作用と結合家計モデル
 - 3) 小 括
- 5 おわりに

1 はじめに

社会保障システムの行き詰まりは、必ずしも社会保障思想の革新を呼び起こしはしない。世紀末の日本では社会保障制度の再編に際して、それを支えてきた理念をも見直そうとする機運が生じている。このことが社会保障論議を交錯させている。制度の評価基準として実際運用を重視する国家中心主義の堀勝洋教授と、道徳哲学に研究蓄積がある社会契約主義の塩野谷祐一教授の間に戦わされている論争も、異なる次元の議論が交錯した事例のように見える。

表面上の争点は、近年盛んに論じられている社会扶助(公的扶助)方式と社会保険方式を区別することの是非である。一見自明に思われる両方式の違いにもかかわらず、塩野谷教授は本来の原理レベルでの区別は無意味だとくり返す。通説に依拠する堀教授は、何度かの意見交換を経ても、両方式の区別とは違うレベルの論理に固執する塩野谷見解をつかみかねている。

もう一方の塩野谷教授の論争態度は、もっぱら自説の論拠・方法論の説明に終始し、堀理論の どこが、どうダメかを説得的に展開しない。この時、社会契約主義はまだ完結した社会保障の論 理体系を築けていないが故に、塩野谷教授の主張に論理的な飛躍を引き起こさせている。しかも、 両者は方法論上でも対立しているため、論争の大半が決着の付かない双方の方法論の意義に費や されている。これらの錯綜要因をたんねんに取り除いてみれば、社会保障のパラダイム対立という論争の本質が浮かび上がってくる。

ところで、日本の政策は伝統的に、思想論議を棚上げにして技術的な制度づくりを優先させてきた。目下、社会保障のパラダイム転換が声高に叫ばれている。しかし、議論のなかみは伝統的な観念に強く縛られている。その中にあって塩野谷説は、いくつかの弱点を含んではいても、これからの社会保障を導く思想の核になる可能性をはらんでいる。少なくとも、現在も支配的な国家中心主義の政策構想に対抗して市民社会をベースにした論理体系を対置することは、新しいシステム構築に際して、無視できないインパクトを与えるように思われる。

本稿はこうした観点から、現在の社会契約主義に欠けている論理体系の一部を埋めようとしている。その手がかりは、理論経済学の一分野であるいわゆる利他主義の研究に求められる。近代経済学は効用主義にたつ。塩野谷教授の依拠する社会契約主義は、功利主義を含む効用主義と対立的な価値構造にある。このため、塩野谷教授は社会保障の論理体系に理論経済学の成果を組み入れる作業を意識的に避ける。本稿の目的は、社会保障の論理体系を築く一つのステップとして、教授が回避している作業をうまく果たすことにある。

2 堀・塩野谷論争と社会契約主義

1) 社会保障の方式区別と国家中心主義

(i)

堀・塩野谷の両教授の間には、1997年春の塩野谷教授の論文を口火にして、最近では1999年5月21日付けの堀論文へとつづく論争が行われている。社会保障の分野において稀な論争は、社会扶助方式(公的扶助、措置制度)と社会保険方式の区別の是非を直接の争点にしているものの、実際に問われているのは両教授の依拠する価値思想および研究方法論である。

塩野谷教授からすれば、社会保障制度の出口の見えない混乱は、これまでパターナリズムに基づいていた社会保障制度が効用主義の考えを取り入れようとしているために生じている。この動向下における社会扶助方式と社会保険方式の選択論議は、大きくはつぎの2点で認めがたい。1つは、いずれの方式であれ日本の制度は、教授の提唱する社会契約主義の要石である正義の原理に反する、つまり公正さを欠く内容にある。もう1つの理由には、選択論議に参加している双方の陣営とも大局的に見れば、パターナリズム的な国家中心主義の枠を抜け出していない点があげられる。その原因は、制度改革に際して実態論アプローチに固執し、規範論アプローチの重要性を理解できないことに求められる。社会保障をも包摂した現代世界の思想の対抗軸は効用主義と社会契約主義にあり、前者から後者へのパラダイムの転換が起きていると、塩野谷教授は見る。その教授の目からすれば、日本の社会保障論議は、国家中心主義の同じフレームワーク内部における政策の軸足移動を、パラダイム転換と大騒ぎしている。そこからは、現代の社会保障にふさ

[※] 本稿で扱ういわゆる利他主義研究の理解に関しては、瀬岡吉彦教授(関東学院大学)、麻生憲一氏 (宮崎産業経営大学)から多大な援助を受けた。記して感謝する。もちろん、あり得る解釈の誤りはすべて私の責任である。

わしい制度構想は見えてこない。

方式選択にとどまらない痛烈な批判に反論したのは堀教授である。堀教授は、社会保障の論議の際には現実の社会経済の実態をふまえ、財源の確保・実施方法などについても具体的な対案が必要だという考え方にたつ。現在生じているパラダイムの転換は、価値判断を持ち込むことなしに、社会保障、社会福祉の制度・政策を客観的に観察すれば取り出せる。けれども、社会扶助方式と社会保険方式の優劣の判断は価値前提により変わってくるとして、自己の価値前提が17の評価項目であると明言する。それらの評価項目に基づく総合的な評価により、社会保険方式の方が理論的にも現実的にも優れているとの見解を表明してる〔堀、1997、pp.11,13,81〕。

論争の発端となった両方式の区別について、堀教授は制度を作る仕組みと運用面での機能が違っている以上、学問的にも区別して扱うのが当然と考える。区別のメルクマールについては、両方式とも必要に応じた給付という扶助原理に依拠するという共通の側面をもつ。同時に、社会保険方式は、給付反対給付均等の原則として表せる(民間の)保険原理も備えている点が違っている。社会保険はこの2つの原理から構成されていて、個々の制度はそのウエイトの置き方次第で、民間保険に近くもなれば社会扶助に類似した制度にもなる。堀教授の見解には両原理のウエイト配分に関する明確な基準がないから、国民の合意という表現で実際上のウエイトの置き方は、政治の手に委ねられるだろう〔堀、1997、p.82〕。

塩野谷教授の見方からすれば、堀教授の指摘する違いは異なる制度の説明に過ぎず、何ら原理的な問題ではない。さらに言えば、現実の両方式の差異は主として歴史のなかで国家が自己の都合に合わせて制度に押しつけた刻印に過ぎない。社会保障がもつ本質的な機能を原理的に考察すれば、本来、両方式とも同じものであるはずだ、となる。

このように、実態論アプローチと規範論アプローチでは現実の問題の取り上げ方から違っている。そこから論争は一面で方法論争の様相を帯びてくる。制度を律するものは法を支配する道徳哲学——ここでは民主主義と正義の観念——であり、現実を変革する規範を論じなければ制度改革の方向は見えない、と塩野谷教授は主張する [塩野谷、1999b, p. 9]。これに対して堀教授は、現実分析としての実態論アプローチの有用性を強調する。そして、特定の国の、特定の時代における政策選択に際して、哲学的な原理から見てどちらの方式も同じだとの主張をそのまま持ち込むのは論理に大きな飛躍がある、と応じる [堀、1999b, p. 6]。

この方法論の対立は、中世の神学論争にまで遡れる長い歴史をもつテーマである。そこで堀教授は、決着の付かない争点とは別に、方式区別の是非をめぐる両者の違いの整理を試みる。要約すれば、塩野谷教授は社会保険が私的保険とは「原理的に」全く異なると考えている。だが堀教授の場合には、多様な役割を担っている現代国家の活動に私的な原理・考え方が入り込むことはあり得るし、それで特に問題のないケースが多い、という立場をとる [堀、1999b, p. 11]。この整理は堀教授の国家中心主義的な一面を分かりやすく表現している。

この整理に対応する見解について、塩野谷教授はすでに論争の発端となった論文で明らかにしている。教授によれば、意味のある区別は社会扶助か社会保険かではなくて、民間保険か社会保険かでなされる。というのは、個々人の事故発生確率に応じた保険料を課す民間保険では、事故が発生しなかった人々から発生した人々への所得移転が起きる。それに対して社会保険の場合は、

そもそも事故発生確率が個々人の間で平均化されている。つまり、民間保険のリスク分散に加えて、費用負担の段階で高リスク者と低リスク者の間にリスク分散が行われる。この点に社会保険の存在理由がある。しばしば、社会扶助のみが所得移転として扱われたり、また、その移転が救貧的、慈恵的と区別されたりするのはいずれも誤った見方だと、塩野谷教授は主張する〔塩野谷、1997a、pp. 433~434〕。とすれば、塩野谷教授が提起する社会保障の根本的な原理とは、一方にあらゆる階層の人々を包み込んだ社会全体があり、他方に各種の社会保障制度および非制度的な福祉をひとまとめにしたサービスがあって、その双方を結び付ける論理だと分かる。

(ii)

堀・塩野谷論争は、社会保障研究者の間における社会契約主義の理解度を知るチャンスを与えてくれる。この論争について、実務に近い研究者は堀教授の国家中心主義に分があると見る人が多いようである。けれども、論争上のポジションは塩野谷教授の対応スタンスの帰結であって、社会契約主義にその原因があるわけではない。逆に、堀教授の国家中心主義は、実際には政策実態に基づいて築かれた理論ではない。これは実態論アプローチを強調する堀教授にとって重大な論理的な弱点ではなかろうか。

堀教授は著書で自己の思想を明言している。教授によれば、社会保障は人間愛とは距離を置いたもので、慈善事業とも異なる。それは、「基本的に国家が法的に義務づけられ又は権限を与えられて給付を行うもの」を指す〔堀、1997、p.73〕。ここには、教授の国家中心主義がはっきりと表出されている。本稿が国家中心主義と呼ぶ思想を簡潔にまとめれば、次のような思想的な立場となる。

政策の主役として国家を位置づけるのみならず、国家の活動を正当化するのに役立つものであれば、あらゆる思想・理論・政策技術を貪欲に取り込み、適切な箇所に配備する。その広い受容キャパシティにより、本来、対抗する思想をも平気で一つの政策のなかに「共存」させてしまう。取り入れに際して明示的な論理基準がないため、内容的には各種のアイディアを必要に応じて寄せ集めた思想といえる。こうした思想に依拠する堀教授にとって、社会保険はそこに民間の保険原理から扶助原理までのあらゆる組み合わせを任意に取り込める装置であり、国家にとって大変有用な方式だという基準で選択される。政策運営の実状と政策正当化の論拠づけの2事例で、堀教授の国家中心主義が実態に基づくものでないことを明らかにしよう。

実態論アプローチを採用すれば、社会扶助方式と社会保険方式の優劣は形式的な制度比較だけで判定できないはずである。それぞれの方式が置かれているより大きなシステムとの絡み合いが重要な評価要因として入ってこよう。社会扶助方式でいうと、少なくともそれを管理する国家あるいは自治体の性格・サービス給付スタイルはその例である。社会保険方式にあっても、国家・自治体が制度の運営に関与するか否かは評価を大きく左右する。

もう少し実際面に即していえば、社会保障のネット整備に関して、日本には租税を中心財源とする社会扶助方式と多かれ少なかれ私的保険の技術を取り入れた社会保険方式が併存している。 実態論アプローチは、両方式の比較だけではなくて関連をも視野に入れなければならない。この点で、目下推し進められている社会保険化政策は、所得水準の如何にかかわらず高齢者を優遇して、その影にある社会扶助の分野の制度改革を放置している。この結果、依然として伝統的な価値観を固守する制度により厳しい諸制約を設ける社会扶助は、真に生活困窮に陥っている人々へ の十分な所得移転を実現していない, との指摘がなされている [八代,1998, p.39]。つまり, 日本の社会保険方式の拡大は, 困難度の一層大きい人々よりも相対的に恵まれた人々を優先する社会保障づくりになっている。

つぎは、国家中心主義を政策面で推進する実務家による見事な思想の換骨奪胎ぶりである。厚 生省職員の堤修三氏は、意外にも塩野谷教授が提唱する道徳原理に強く共鳴する。塩野谷教授の 規範論アプローチは利己的な個人から出発して、無知のヴェール下での社会契約でもって所得移 転を基礎づける。この論理が社会扶助の説明論拠として使えるというのが彼の主張である。

実は、塩野谷教授は人生で遭遇する危険と不確実性の総体に備える「社会契約としての保険」を議論するレベルでは、社会扶助と社会保険の区別を無意味だと主張している。だが、堤氏はこの点に同意しない。そのうえ、社会保険は塩野谷教授が「原理的に」全く異なると考える民間の保険の要素をも取り入れた私的契約に近いものと見なす。堤氏がこの見解を打ち出すのは、社会保険を所得再分配とは認めず、市場の失敗を補完するものという効用主義の考えを受け入れるからである。つまり、国家中心主義の実務者の立場からは、社会契約主義を塩野谷教授の主張と違った脈絡でとり入れ、教授の否定する効用主義で社会保険を論拠づける〔堤、1998、p.21〕。現実を重視するはずの実態論アプローチは、いかなる論理的基準でこの柔軟で便宜的な実務アプローチと区別されるのであろうか。

論争上の堀教授の主張とは裏腹に、現実の実態を強調する教授の国家中心主義も論理の首尾一貫性を保持しようとするかぎり、ある抽象化された「現実」を対象にせざるをえない。その際には、採用された抽象度の妥当性を問う作業が必要になる。塩野谷教授の社会契約主義は、少なくとも方法論のうえで、対象世界の設定についての妥当性を問う性質を備えていることからして、論理的に優れている。

2) 塩野谷原理論と社会保障の論理体系

(i)

塩野谷教授はもっぱら社会保障を根拠づける原理レベルを論じている。それ故、以下では教授の説を塩野谷原理論と呼ぶことにしよう。この原理論は、根源的な社会保障の論理に国家を登場させない。日本のように社会扶助のみならず社会保険までも国家がイニシアティブを握っている社会にあっては、これはラディカルな対抗原理の提出を意味している。現下の日本は国家主導であらゆる社会保障を整備する路線が行き詰まっている。その打開策として、上で見たごとく効用主義を持ち込もうとする動きが強まっている。塩野谷教授はその動向が社会保障を誤った方向へ導くと危機感を強める。教授の『価値理念の構造』はすでに効用主義のはらんでいる問題性を、それと社会契約主義の対立的な価値構造として解明している。近年の教授の議論は、先の価値理念レベルの研究を社会保障の制度改革という現実の政策テーマに適用する試みといえよう。

塩野谷教授は論文「社会保障と道徳原理」において、現代の代表的な思想が社会保障を包摂できるかどうかを吟味している。それぞれの思想の価値(効用か権利か)と方法(全体主義が個人主義か)を区分基準にして、4つの思想が対照されている。教授の説明によれば、自由至上主義は市場経済を全面的に肯定しており、市場に対する道徳的評価を一切含まないから社会保障への道は

存在の余地がない。共同体の慣行のなかで形成される共通善を最高の道徳価値とする共同体主義は、多様な善を規制する正義の観念を否定する点で、(社会)契約主義の考えとは真正面から対立する。それにもかかわらず、両者の対立を社会システムの設計に関する歴史的接近と理論的接近の違いと見なせば両者の統合は可能だとして、共同体主義に肯定的な評価を下す。

その一方で、一般に新古典派経済学にとって道徳規範の位置を占める功利主義に対する見方は辛い。一見もっともらしい功利主義は、効用や満足という指標の性格、個人間の分配の平等・不平等についての配慮の欠如、異なる社会選択の無視などそれ自体として重大な欠陥を抱えている。社会保障の世界に引きつけて社会連帯を扱おうとすれば、利己主義の代わりに利他的な価値原理を持ち込まざるをえない。その際の基準は満足の社会的集計値だけであり、貧富の分配関係に着目した制度づくりは可能でないとして、方法論的に否定される[塩野谷、1997a, p. 428]。それでは、社会契約主義は社会保障をどのような論理で正当化するのであろうか。

効用主義は道徳的判断にあたって人々の効用のみに依存する立場であり、社会契約主義は効用に先行して権利(正義)を重視する。その社会契約主義は「自由と効率」の理念をフルに発揮する市場経済を、人々の間の資源配分をより有利にするシステムとして是認する。社会保障はそのシステムのもとにあって、個々人を襲うリスクに対するセーフティ・ネット(社会的安全弁)を用意することにほかならない。したがって、登場人物はいずれも利己心に基づいて行動する人々である。その一方、この社会はどの人にも平等な自由と公正な機会均等を保証する点で道徳的な世界である。

この社会でも市場の競争にさらされて、あるいは各自の能力により、人々の間に所得や資産の格差が生じるし、ある人々は疾病、失業、障碍などの損失リスクを被る。これに対して、利己主義的な人々が相互にセーフティネットを築くべく用意される論理装置が原初状態における無知のヴェールおよび正義の原理を構成する格差原理である。無知のヴェールとは、一言でいえば、構成メンバーが自己の将来利益を合理的に追求するのは認められているものの、自己が社会においてどのような人間になるかに関する特性を一切隠されている事態を指す。格差原理は不平等の存在する社会が道徳的に容認されるための条件であって、もっとも恵まれない地位に置かれた人々がもっとも大きな配慮を払われる権利を意味している。

この社会の人々は、自分が損失リスクに遭遇する一定の確率のもとで生きている事実を承知している。利己心に基づく個々人が無知のヴェールの下で自分を有利な立場に置こうとすれば、不遇な立場に陥った人々に対して格差原理を適用するという社会契約を結ぶのが合理的な選択となる。ここで、堀教授はつぎのような疑問を呈する。この社会契約により社会保障が根拠づけられるのは理解できる。その次の段階で、塩野谷教授は社会保障と格差原理の間に「保険」を媒介させる。その理由が分からない。この点の説明は次のようになされる。

いったん発生すると巨額の損失となるリスクに対処するために、人々はわずかな「掛け金」を払って資金プールを設け、事故に会えば高額の保障をする。これはリスクに備えた集団的対応の合理的な仕組みであり、本質的に保険の発想である。この「社会契約としての保険」においては

¹⁾ 引用文献の重点は、塩野谷、1997aであるが、必要に応じて他の文献をも参照している。

²⁾ 堀, 1999b, p. 13. 先の堤氏もその適用の仕方から見るかぎり、堀教授と同じような理解をしていると見られる。そうした理解は、ロールズによれば、格差原理ではなくて補償原理と位置づけられている。Rawls, 1979, pp. 76~77.

結果として、有利な地位にある人々から不遇な地位の人々に所得移転が発生する。けれども、その原資はもともと前者が事故のリスクを防衛するために支払ったコストである。つまり、この仕組みは互恵という意味での社会連帯に基づいていて、一方的な慈善ではない。それにより現在不遇な地位にある人々は自尊心が保てるのである。逆にいえば、格差原理だけで「保険」を欠けば社会保障は一方的な給付となり、自尊心が失われる。これでは市場システムと適合した条件のもとで、個人に内在した正義の倫理によって社会保障を説明するという道徳原理の核心が奪われてしまう。さまざまな恣意的な力により不遇な状態に置かれている人々が自尊の念を保持する社会は、不遇な事態を克服しようとする彼らのエネルギーを引き出せるのである。かくて、社会契約主義は市場経済システムをとる現代にとっての社会保障を、首尾一貫した論理で基礎づけることができる。

(ii)

塩野谷教授は社会契約主義でもって社会保障を原理的に根拠づける。しかしながら、塩野谷原理論は根拠づけをなし得ても、社会保障の改革理論にふさわしい性格を備えているとはかぎらない。実際、堀教授はその粗い道具立てでは、社会保障の現実政策を具体的なあり方にまで立ち入

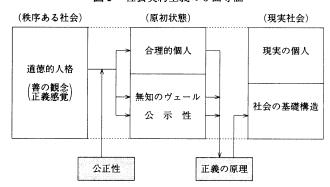


図1 社会契約主義の3面等価

(出所) 塩野谷祐一『価値理念の構造』東洋経済新報社, 1984年, 267 ページ。

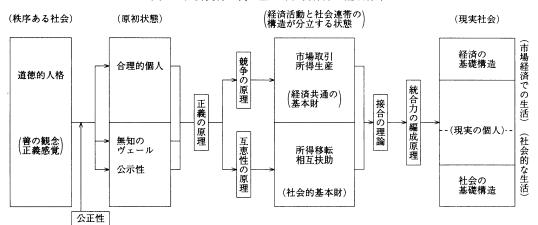


図2 社会契約主義に基づく社会保障の論理体系

って考察できないと批判する〔堀, 1999b, p. 13〕。だが、塩野谷原理論の重大な弱点は道具立ての粗さではなくて、論理の飛躍あるいは体系を編成する論理が完結していない点ではなかろうか。

論争において塩野谷教授の叙述は、原理論レベルの説明からいきなり制度の具体的な方策に移る。この叙述スタイルはより詳細に論理を展開できる『価値理念の構造』にあってもあまり変わらない。そこでは一つの図に理想社会、仮説的原初状態、現実社会が並置され、それらは3面等価の関係にあると表現される(図1)。この図は教授にとっての基本文献である『正義論』のロールズの思考を整理したものだと断ってはいるが、原初状態は正義の原理を経由して、現実社会に等置されている。

その一方で、塩野谷教授は政府=国家が社会保障を含めて「公正と安定」の機能実現に取り組むのを認めたうえで、それらの活動を、市場経済システムを補完し規制する役割に限定すべきだと主張する〔塩野谷、1997b、p. 33〕。市場を支配する価値は効用主義である。市場経済を補完する役割の社会保障がいかに効用主義と折り合いをつけるかは、社会契約主義が効用主義を方法論的に厳しく批判しているだけに、難しい論点である。また、セーフティネットの担い手に原理論レベルには登場しない政府=国家を据える場合には、体系論理にそれをどう位置づけるかが問われる。この時、現代の社会福祉が多元的に提供されている事態からすれば、組み入れられるべきは国家という具体的な組織ではなくて、セーフティネットに関連した諸政策・サービスを統合する力の編成論理であろう。

社会契約主義から見ても、少なくともこれだけの論理を原理論に付け加えなければ、社会保障の編成論理は一つの体系として完結しないように思われる。これらの論理要素を組み入れて、完結した体系を描けば図2のようになる。これらの構成論理が欠けている塩野谷原理論は、社会契約主義からみても制度改革の指針とするには不十分だといえる。論理に飛躍がある塩野谷原理論が打ち出す具体的な方策提案は、説得力に富むものでなくても不思議ではない。

社会扶助方式と社会保険方式の区別の是非をめぐる堀・塩野谷論争は、実際には国家中心主義と社会契約主義の間における価値理念の対立であった。国家中心主義にたつ堀教授は、現実政策の実態に基づく論議を提唱する。しかるに、方式選択の学問的検討に際しては、日本の国家の政策路線、政策論拠が引き起こしている実際作用の分析を行わないままに、比較可能な形式レベルにまで抽象化した両方式について優劣の評価を行っている。堀教授はみずから社会経済の実態重視を強調する以上、日々の政策を動かしている現実の論理と堀理論の関連を不問に付せないのではなかろうか。

もっとも、方法論争にとってより重大な問題は、堀教授の実態論アプローチが抽象化の程度を一切説明しない点である。異なる対象を比較するかぎり、共通の比較基準を設定するために一定の抽象化は避けられない。この時、塩野谷教授の手法に対して、抽象度の高い原理的な論議では現実政策のあり方まで考察できないと批判する以上、考察を可能にする抽象程度についての基準を明示する必要があろう。この基礎づけがなければ実態論アプローチは、論理上では、便宜的な政策実務と区別が付かないのではなかろうか。

他方、塩野谷教授は社会契約主義に基づく原理の立場から社会保障を論じる。その原理は社会保障についての完結した論理体系としてみれば、不十分なものといわざるをえない。それでは、

足りない構成論理を埋め合わせると、社会契約主義は現実政策の十分な指針たりえるのだろうか。このこと自体は現実の社会保障制度の問題点と照らし合わせて、独自に吟味すべきテーマである。それ故、欠けている構成論理を埋める作業にはいる前に、堀教授の批判が現実政策に対する社会契約主義アプローチにどの程度妥当するのか、を吟味しておくことにする。この場合、現在の社会保障制度に投げかけられている数多くの問題点を私なりに取捨選択して、社会保障制度の安定運営という検討視角から社会契約主義の適合性を考察する。

3 公的介護保険と社会保障制度の安定運営

1) 公的介護保険の運営主体と開かれた共同体主義

(i)

社会契約主義の価値基準からみて合理的な社会保障制度は、どのような性質を備える必要があるか、これが塩野谷教授の課題関心である。それに対してこの節の検討局面は、成立した社会保障制度——社会扶助と社会保険を合わせたもの——を安定運営するにはどのような条件が満たされねばならないか、である。

社会保障制度を構成するキィ・ファクターは、制度に参加する人々、給付を受ける人々、サービス供給者、制度を管理する組織そして運営資金である。ここでは、サービス供給者と管理組織は無駄を発生せずに合理的に活動していると仮定しよう。そうすると、加入者と受給者は、安定運営にとっての内的な制約要件となり、運営資金は外的な制約要件と表現できよう。世論においては、内的要因が不参加者問題、モラルハザード(道徳的危険)として、外的要因がそれぞれの制度の資金不足=赤字問題として取り上げられている。この節では、まず制約要因を効果的に扱えると思われるアプローチを用いて、安定運営に要求される条件を明らかにする。つぎに、そのアプローチに照らせばもっとも新しい社会保険の公的介護保険制度は、どの程度満たすべき条件にかなう内容になっているか、を検証するという手順をとる。まずは内的な制約要件から取り上げよう。

モラルハザードと呼ばれる不適切な、あるいは過大な給付需要は、社会保障の経費を膨らませるだけでなく、他の参加者に政策への不信感を発生させる点で深刻なインパクトを持つ。利己的な人間を想定する社会契約主義は、対象者の厳格な審査で対応せざるをえない。国家中心主義は給付要件を厳しくしたり、受給者への社会的な差別を組み込んだりすると考えられる。

不参加問題は、社会保険にとって重大なテーマである。社会契約主義は人々の参加目的への合意と目的合理的な行動を原理レベルで組み込む。したがって、現実に自己責任で対処できると考えて保険に参加しない人々から参加の同意を取り付けるのは、不参加が本人にとって目的合理的であるだけに、容易ではない。日本の国家中心主義は、社会保険の内容を私的保険の水準近くまで引き上げる手法で、これに対処しようとする。それが高い給付水準を生み、今日、反対方向から財政運営を苦しめているわけである。

これらの問題に対処する効果的な方式は、集団の目的に対する内発的な同意の形成である。それを追求する方式の1つは、塩野谷教授の思想分類に出てくる共同体主義である。厳密な共同体

主義は、現在の国家中心主義や社会契約主義とはまったく別な論理でモラルハザードおよび不参加の問題に対処する。厳密な共同体主義のモデルは、先に見たごとく、地域の共通善を最高の道徳価値に据える。共通善の実現を目指すべく、共同体内には緊密な権利・義務の結びつきが出来あがっている。共同体内で生きる者に不参加の余地はないし、モラルハザードが発生しないように、メンバーの情報は日常的にひんぱんに交換されている。しかしながら、運営実態から見た共同体主義は、その小さな社会を固守して国民国家への統合を拒み、個人の自由をも抑圧する世界である。厳密な意味での共同体主義は、現代社会と適合的なモデル構造とはいえない。

この厳密な共同体主義を現代の開かれた世界にふさわしく組み替えたものに、カトリック勢力が中心になって培ってきた Subsidiaritätsprinzip と表現されるドイツの思想がある。この語は一般に補完性原理と訳されているが、本稿では用語の混乱を避ける見地から、開かれた共同体主義と呼ぼう。近代の初頭にドイツでビスマルクと文化闘争を戦い抜いたこの戦闘的な思想は、雑多な職業・身分からなるカトリック信者という核を基盤にして、相互扶助の社会政策をドイツ中に広める社会運動のイニシアティブをとった。この思想の社会秩序はつぎのような価値理念で表される。

社会の諸問題に対処する望ましい手順としては、自立的な人格の尊重に照応する自己責任を基本に据える。事態の処理が個人の能力を超える時には、まず連帯して助け合う互助組織で臨み、それでも解決不能な事態についてのみ公権力(=地域財政主体)が登場する。連邦・州・自治体からなる地域財政主体内部にあっても、より下位のレベルの取り組みを優先させる。

具体的に医療・介護などの福祉について見れば、第一義的には周辺にいる人々が自発的な援助に参加するのを当然の義務と見なす点に、厳密な共同体主義の性格を残している。その一方、福祉の処理についても、自己努力を起点にして内容的な困難度・問題の性格に応じて、連続的により大きな世界にのせていく回路が与えられている。基本的に相互扶助のレベルに位置づけられる社会福祉は、互助組織が扱うべき対象である。広狭の結節点に位置する相互扶助の活動様式に立ち入れば、一方における近所・知人などのよりインフォーマルな活動から、他方の極には全国的な規模の非営利団体による活動まで多様な提供スタイルが見いだせる。

社会保険も同じ価値原理に基づいて作られている。さまざまな分野で一定の共通する生活範囲を単位にして基礎となる管理組織が設立される。それらの連合体として州レベルの組織が作られ、さらに、それぞれの州組織の連合体として連邦レベルの組織が置かれる。いずれの管理組織も自己責任で財政を運営するのが原則だが、構造的な危機に見舞われると、上位の組織あるいは連邦政府が乗り出す。

この小節が吟味するのは、社会保障の対象となる人々から制度への内発的な同意を引き出す方式である。同意取り付けの鍵は基礎となる組織の内部秩序とそれを維持しやすい規模にある。その組織は、強固な信仰あるいは理念への同調が現実の生活上の格差よりも優位を占め、人々の間で相互信頼を築きやすい規模を重視する。参加対象のメンバーが内部にいる人々の状況を容易に

³⁾ ドイツの登場期の社会保険は国家権力に抗した自治的な扶助組織の活動を基礎にして誕生した。開かれた共同体主義に基づく福祉の活動と社会保険成立の関係については、山田、1999、を参照のこと。

分かり合える規模であり、共通する生活信条が存在すれば、相互扶助への自発的な協力は生まれ やすい。

開かれた共同体主義は、思想に備わる価値および方法という基準でみれば社会契約主義と対立的な位置にある。とはいえ、相互扶助の組織に求められる内部秩序の世界は、社会契約主義の正義の原理が要求する世界に近い。すでに塩野谷教授は道徳論の枠組みにおける社会契約主義と共同体主義の統合可能性を指摘していた〔塩野谷、1997a、p. 431〕。それゆえ、内的な制約条件に対処する方策である開かれた共同体主義と塩野谷原理論は、安定運営の設計レベルにおいて補い合う関係にあるといえる。

(ii)

今日の政策立案者は社会保障の安定運営に対して、どのように取り組んでいるであろうか。社会保障の財政見通しが著しく苦しくなった段階で準備された公的介護保険を例にとって、その取り組みを評価してみよう。内的な制約条件からみた介護保険の仕組みは、40~64歳までの勤労世代と65歳以上の受給資格のある世代とを著しく対照的に扱っている。

介護保険は一方的に資金負担の役割を負わせられる勤労世代に対して、新たな相互扶助への内 発的な同意を取り付けるような仕組みを全然用意していない。勤労世代の大部分は、職場で医療 保険と一緒に保険料を徴収される。その保険料は保険管理者である居住地の市町村に直接送られ はしない。全国一本で徴収された保険料は、客観的な指標に基づいてそれぞれの保険管理者に配 分される。つまり、勤労世代の個々人は保険者とのつながりを制度からして断ち切られ、資金の 提供だけが求められる。これでは相互扶助を確認する契機をどこにも見出せない。ある実務者が 社会保険のもっとも弱い環として危機感にかられる不参加者の問題を、介護保険制度は見事なま でに視野の外に置く。

その一方、介護保険は65歳以上の人々に対しては、保険が相互扶助の仕組みだと感知させる工夫を組み込む。原則として市町村がつく保険者は、標準サービスの給付に要する費用の17パーセント分を65歳以上の人々から徴収する。また、保険者は自己の裁量で、標準サービスを超える上乗せサービス、横出しサービスを実施できるが、それらの費用は65歳以上の人々の保険料に上乗せされる。つまり、サービスの提供量と保険料が連動する構造になっている。

この時,加入者と受給者の顔が見えやすい基礎の保険者単位で,サービス・保険料を連動させている点が大切である。そのために,規模が小さくて,構造格差がきょくたんに大きい市町村をあえて保険者に据えている。これにより保険の受給者は同じ市町村内の人々に支えられていることを実感し,モラルハザードが抑制されるという訳である。その代償として,保険制度は何層もの財政調整制度を必要とし,全体としての仕組みは複雑なものになっている。政策立案者はそうした犠牲を払ってまでも,65歳以上の人々が相互扶助の仕組みを感知しやすい制度を実現しようとしたわけである。

法律が制定された後、1999年春頃からこの仕組みを骨抜きにして、従来のパターナリズム的な福祉サービスに引き戻そうとする政治的な動きがいっきょに噴き出す。この動きは、いくつかの

⁴⁾ 初期には、広域連合を設置して保険事業を広域化する市町村への補助金提供。離島など条件不利地域の保険者に対する追加の交付金の支給。介護保険料滞納への財政支援などなど。ついには、65歳以上の高齢者の保険料徴収の凍結・半減、国費による勤労世代の保険料軽減策まで登場し、変更はとどまるところを知らない。1999年7月27日付け『朝日新聞』、1999年11月6日付『日本経済新聞』などによる。

市町村が保険料の試算を公表しはじめた時期から始まった。実際に試算した保険料の高額さに驚いた市町村が政治家を通して政府に圧力をかける、という脈絡で弾みが生じた動きである。新しい社会保険の導入に際して、市町村が相互扶助の機能促進よりも国家のパターナリズムを選択する事態は、集権的なシステムに管理されてきた自治体の一断面を鮮やかに表現してはいる。

この時、パターナリズムを求める側の要求は、堀教授の主張に照らせば、個別事情に配慮する 国民の合意事項として許容されるであろう。他方、塩野谷原理論を形式面だけから当てはめると、 あるいは肯定的になるかもしれない。というのも、パターナリズム路線の言い分は、より生活困 難の度合いが大きい人々に対する負担軽減の施策であり、そうした人々が多い弱体な市町村の救 済である。また、一定の客観的な基準に従って救済策が投入されれば公示性の基準をも満たす。 しかしながら、コスト負担を含めた実際の福祉活動を通じて、共通善である相互扶助の感知を重 視する開かれた共同体主義にとっては、修正提案は制度の重大な変質を意味するように思われる。

2) 介護保険の財政システムと保健費のマクロ命題

(i

安定運営の外的な制約要件は資金調達である。これに関していえば、今日みられる社会保障の制度改革の動向からして、世論は社会保障に投入できる資金に上限があるとの共通認識を形成しつつあるように見える。その際の問題は上限のなかみである。一方では、国民経済の発展が許容しうる範囲という意味での上限は、社会保障の制度全体が経済活動に与える作用メカニズムが分からないと決まらない。他方で、その上限は社会保障制度の内部における資金配分のあり方によっても制約を受ける。

総体としての社会保障しか扱わない塩野谷原理論に、この観点が含まれていないのは当然である。意外なのは相互作用の分析を得意とするはずの理論経済学でも、この種の研究が少ないらしい事実である。本稿はその数少ない研究の一つであって、分析が介護サービスをも包摂する瀬岡吉彦教授の研究を取り上げて、外的な制約条件の内容をいくつかの点で確定しておこう。

なぜ社会保障を総体として扱うだけではダメか。それは発生リスクに対処するサービスの性質により、社会を支える勤労世代の貯蓄――経済成長のための原資――に与える作用が異なるからである。その作用の対照性にもかかわらず、現実には混合したサービスとして一体的に扱われようとしている例が医療と介護福祉である。瀬岡教授の分析は明瞭な理論的な帰結を引き出すために、この混在タイプのサービスを医療は勤労世代向け、介護福祉は退職世代向けと割り振る。そして、医療は寿命を引き延ばす効果があり、介護福祉はもっぱら生活の質の改善だけをもたらすと、サービスの作用を特定化する。この時、両サービスに投入するコストを合算したものを保健費と名づけよう。現実の高齢者医療が寿命を引き延ばす効果をもっていても、その支出は概念的

⁵⁾ 介護保険の路線修正と非都市域の介護サービス整備との関連については,1999年5月30日の日本地方 財政学会において報告した。鹿児島県を中心とする非都市域の介護サービス整備動向は,当日の配付資料を参照のこと。

⁶⁾ ここでの整理は基本的に瀬岡、1997に依拠して行うが、この論文のサービス構成では若年層の医療と 老年層の在宅医療という区分が用いられている。本稿にとっての含意という点では、勤労世代向けの医 療費と退職世代向けの介護福祉という区分の方が明瞭である。それゆえ、対象サービスの区分は瀬岡、 1995を採用する。

には,作用に応じて医療費と介護費へと分割されるわけである。議論の出発点では,勤労世代が保健費全体を担っているとの想定になっている。

瀬岡論文における保健費の維持可能な最大水準は、その国の経済が縮小軌道に落ち込まないぎりぎりのレベルと定義される。この時、保健費の経済活動へのインパクトは、貯蓄行動の変化が資本ストックの増減を引き起こすという回路で発生する長期の作用である。そのインパクトを引き起こす原因は、退職世代の消費と代替する介護サービスが新たに社会保険の対象になると、勤労世代は将来のための自己貯蓄を減らし、若年期の消費を増加させるという社会保障制度で無視されがちなメカニズムにある。この作用は、今後、生産年齢人口が減少する日本社会にとって無視できないものだといえよう。瀬岡教授はこの理論モデルを数学解法で解き、その理論的な帰結についてはいくつかの数値例を組み込んで、日本経済における推計値の算出をも試みている。ここでは、その展開を省略して分析から導き出される結論だけを記そう〔瀬岡、1997、pp.122~123〕。

- 1:それぞれの経済には保健費の維持可能な最大値が存在する。この最大値は、通常、勤労世代 の所得に対する保健費の比率を適切な値に維持することで達成される。この水準はあまり高 いものではない(瀬岡教授の算定ケースでは GNP 12パーセント)。その枠内での保健費の増大は、 寿命を引き延ばす作用があるかぎり、全世代の人々の経済厚生を増大させる可能性が高い。
- 2:退職世代向けの介護サービスの充実は、ミクロ的には老年期の効用を高めるとしても、マクロ的には全世代にとっての経済厚生のみならず、退職世代の効用さえも低める可能性が大きい。
- 3:上記のマクロ効果を相殺したうえで、介護サービスを充実しても経済厚生が増大する方法としては、この政策による退職世代の「生活の質」の改善に見合うだけ公的負担を勤労世代から退職世代に移すことが効果的である。

この命題から引き出される介護サービスに関する政策含意をまとめておこう。高齢者介護に対して勤労世代が主として負担する社会保険が適用されると、経済全体としては生産能力の縮小と所得の減少をもたらす作用を持つ。そのネガティブな影響を回避し、保険の作用をプラスに変える方策がある。それは退職世代が単に負担増を引き受けるだけでは不十分であって、勤労世代の全体としての保健費負担を軽減する必要がある。というのは、それにより貯蓄を殖やすインセンティブが勤労世代に生まれねばならないからである。

瀬岡命題は社会保障制度づくりに際しての厳しい制約条件を摘出する。とはいえ、その厳しい条件を満たすならば、社会保障は経済厚生を増大させうることを提示している点で、塩野谷原理論よりも社会保障をポジティブに語っている。各パーツの相互作用の分析から引き出される瀬岡命題とその政策含意は、社会契約主義からは得られようもない。要するに、瀬岡研究に依拠した外的な制約条件の考察は、社会契約主義が社会保障の消極的な側面だけを取り上げる道徳哲学であることを明らかにする。

(ii)

瀬岡命題によれば、退職世代向けの介護福祉は、良い作用であれ悪い作用であれマクロの社会に著しいインパクトをもたらす。その高齢者介護に対して、日本はこれから社会保険で対処しよ

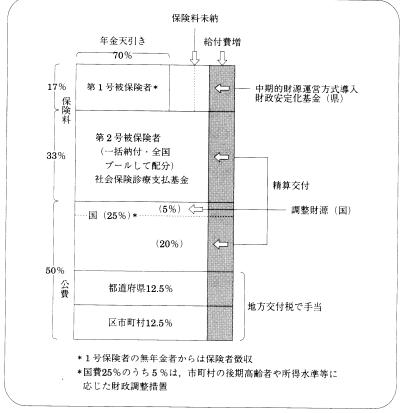


図3 公的介護保険の資金編成(法律上の規定)

(出所) 1996年11月21日付け「『高齢者介護制度研究会』報告書の概要について」の付属資料 2 ページにある図を一部加工。

うとしている。果たしてその制度は、安定運営の制約条件をうまくクリアしているであろうか。 さらには、日本経済にいかなるインパクトを与える構造になっているであろうか。

日本の介護保険の資金編成は複雑である。利用時の本人 1 割負担分を除いた保険財政の収入は、公費と保険料がそれぞれ半分を占める。保険料は現在の被保険者の人数比に照応して、40~65歳が33パーセント、65歳以上の高齢者が17パーセントを負担する。一方の公費分は国、都道府県、市町村がそれぞれ25、12.5 パーセントを分担する(図3)。勤労世代と退職世代という基準で資金負担を区分し直してみれば、退職世代の負担割合はこれまでの医療保険よりも大きい。しかしながら、経済生産へのインパクトで重要なのは、勤労世代の負担変化である。この点で見れば、退職世代は介護サービスの受給を著しく増やし、国家は明らかにこれまでよりも資金負担の割合を軽減される。勤労世代は介護サービスへの社会保険適用が引き起こした負担を追加的に負わされるだけである。介護コストを含む保健費レベルを取り出せば明らかなように、瀬岡アプローチにとって大切な負担軽減が勤労世代に生じる余地はないであろう。

経済生産へのインパクトは長期の作用である。したがって、制度のスタート時に勤労世代に追加の負担が生じても、その後軽減されるのであれば貯蓄意欲に違った作用が期待できる。しかるに、制度の立案者はこれとは逆のことを制度化している。キィポイントは、制度全体が赤字に陥

らないようにと精算方式を採っている点にある。具体的には、保険料は過去の実績に基づき、次の3年間の収支がバランスする額を設定する。他方、サービス需要の側において、適格者のうち実際に申請する人の割合は、スタート時の4割から10年かけて8割まで上昇すると想定されている。この厚生省の想定にそった展開になれば、3年ごとに保険料が飛躍的に重くなる(介護の総コストは瀬岡論文の第1命題に反する軌跡を描く)。継続的に充実していく介護サービスを目の前で観察する勤労世代は、貯蓄の意欲をますます失い、若年期に消費を増やそうとするであろう。

結局,厚生省の想定する路線を続ければ,経済成長の水準を引き下げるだけではなくて,理論的に可能な保健費の最大値を達成するよりも前の段階で,国民経済は縮小軌道に入り込んでしまう危険が待ち受けている。経済生産と社会保障の絡み合い分析を視野の外に置いたままでの,国家中心主義者の手になる制度づくりは,非常にまずい政策選択をもたらし,現実の政治がそれに上塗りをしている。

ところで、堀教授は社会契約主義の粗い道具立てを批判していた。実際、瀬岡教授の分析論理は社会契約主義にとっては完全に視野の外にある。したがって、外的な制約条件への対処に関しては、堀教授の批判が妥当する。とはいえ、この制度運営に関する適用上の限界は、社会契約主義にとっての重要度でいえば、論理体系の飛躍に比して小さな問題でしかない。

3) 小 括

社会扶助と社会保険の方式区別の是非に関する堀・塩野谷論争は、論点の重さからいえば依拠する価値理念をめぐる論争であった。社会契約主義アプローチに立つ塩野谷原理論は、利己的な個人からなる社会で、合理的に社会保障を根拠づける。その原理論は社会保障制度の安定運営に必要な路線の提示まで可能かどうかを吟味した場合、内的な制約条件については扱えるものの、外的な制約条件に関する分析・対処の指針は基本的に含んでいない。とはいえ、規範論アプローチの大切さを唱道する塩野谷原理論にとって重大な問題は、現実運営における不十分さよりも、その論理体系の未完成であろう。

塩野谷原理論は秩序ある社会からはじめて首尾一貫する論理で、現実の社会保障制度まで説明することを自らに課した。しかしながら、接合の理論と統合力の編成原理を欠くために、その現実説明は論理上の飛躍を含んだものとなっている。前者は経済活動の構造と社会連帯の構造が分立している世界を一つに接合する理論である。塩野谷原理論によれば、社会保障は自由と競争をフルに発揮する市場経済を補完するシステムである。しかるに、効率基準の効用主義が支配する世界と、もう一方の互恵性を体化した所得移転や相互扶助が行われる世界とでは直接の価値理念が異なる。

現実の社会は、人々を統合するパワーのある組織・団体が広義の社会保障制度の担い手になっている。しかしながら、それらの団体・組織の活動原理を取り上げる以前に、論理のレベルで2つの異なる行動原理を結び付ける接合理論がなければ、編成原理は方向性をもち得ない。接合理論が用意されて、それに活動・運動・制度として具体的な形を与える段階で必要となるのが、統合力の編成原理だからである。さまざまなタイプの組織がこの提供の役割を担う。一方の極には中央国家があり、他方の極にはごく小さなインフォーマル・ボランティアが来よう。国ごとに異なる社会保障制度は、この統合力の編成原理の現れ方によって説明されるであろう。

2つの重要な構成論理のうち、経済学アプローチをとる本稿は接合の理論の探求を試みる。塩野谷教授の諸論文にその手がかりはあまりなく、経済理論の一分野を占めているいわゆる利他主義(altruism)の研究を利用することになる。

4 接合の理論と効用主義アプローチ

1) 所得移転の諸方策と受け手の選択行動

(i)

理論経済学の研究に依拠して考究する接合の理論は、効用主義と社会連帯という異質な行動原理が併存する世界において、正義の原理に適った論理モデルを組み立てる。そのモデル世界を社会契約主義に即して描けば、個々人は経済的あるいは社会的な地位についての自己の情報を得ていて、当然、経済活動がもたらす貧富の格差も存在する。同時に、相互扶助、その金銭形態である所得移転も導入されている。しかしながら、個々人を社会に統合する力を備えた組織は、一般的にいえば、未だ登場していない。この状態のもとで解明すべき課題は、自由と効用を主たる行動基準にしている人々を、互恵の保険と適合的な行動に巻き込んでいけるメカニズムとその条件である。

ここで私たちは一つの困難に遭遇する。塩野谷原理論は社会保障に,市場経済社会における補完的な位置づけを与え,さらに,市場経済と社会連帯の世界の違いを取り出しもする。しかしながら,双方の世界を一つにつなぐ論理に対する関心は薄い。経済的な貧富があり,異質な行動原理が併存する。その状態で,全体社会にとっての善を生み出す手法を活発に探っているのは,効用主義に立つ理論経済学の一分野である。けれども通常の手続きを踏襲するかぎり,その検討作業の成果をそのまま借用することはできない。なぜなら,社会契約主義と効用主義では,前者が正義→善(効用),後者が善(効用)→正義と,正反対の論理展開をとるからである。社会契約主義に基づく完結した社会保障体系を築くという脈絡からして,接合の理論に関係する部分だけを効用主義に立つ経済理論の命題から借用することはできないというのが,通常の見方であろう。

この困難を打開する鍵は塩野谷原理論のなかに用意されている。正義を善に媒介するロールズの「合理的人生計画」がそれである。社会的基本財,能力,幸福を要素とする計画のなかで,効用主義が善の理論として再構成されるならば,それは社会契約主義と整合的な関係になり得る,との転換命題が与えられている〔塩野谷,1984,p.397〕。とすれば,理論経済学による所得移転の構造が社会契約主義の論理に適っていれば,その考察モデルは接合の理論を築くのに寄与できるはずである。

所得移転の存在する世界において、人々は与え手と受け手の二手に分かれる。社会契約主義にあっては、無知のヴェールの段階で受け手側に自尊の態度を前提しているため、与え手に正義の原理に基づいた行動をとらせる条件が関心事となろう。日本の実務者も資金の与え手対策を重視する。その一方、効用主義に立脚する米国のいわゆる利他主義の研究者たちは、受け手の行動スタンスにより大きな分析関心を据える。というのも、効用主義に即して言えば、受け手は所得移

転から最大の効用を引き出せばよいのであって、互恵の保険という社会保障の本質を感知する必要はない。その受け手に社会保障の政策目的に適う行動をとらせようとすれば、与え手側にそれを求めるよりも論理的な困難度は大きいと見なすからであろうか。

近年,注目を集めているモラルハザード現象では、社会保障の目的に背馳した行動をとる受け 手に批判的な関心が集まっている。けれども利己的な個人の合理的な行動は、これまでの吟味で 分かるように、経済学のみならず道徳哲学としての社会契約主義も承認している行動パターンで ある。とすれば、モラルハザードの多発は人々の道徳感覚の低下としてよりも、そうした行動を 予定したうえで制度を設計する任務を政策科学が十分に果たしていない証と見るべきであろう。 この観点からすれば、米国のいわゆる利他主義研究者たちの方が合理的なモデル開発の可能性を より多く秘めているように思われる。

つぎに、いわゆる利他主義研究のとる手法について、説明が必要であろう。塩野谷教授の近代経済学に対する批判の一つに、社会保障を扱おうとすれば利己主義から利他的な価値原理へと根本的な原理変更を迫られるという指摘がある〔塩野谷、1997a, p. 428〕。いわゆる利他主義の研究はこの指摘に応える工夫として、通常の効用関数と並んでもう1つ別タイプの効用関数を導入する。通常の効用関数はその効用が自己の消費だけから構成される。もう1つの効用関数は、自己の消費に加えて他人の消費、いいかえれば他人の効用を構成要素として組み入れるタイプであり、通常の効用関数とは著しく違って見える。けれども編成形式から見れば、その効用関数は複数の効用要素からなるタイプに属し、たまたま一構成要素に他人の効用が入り込んでいるに過ぎない。なによりも、いわゆる利他的な効用関数をもつ人も自己の効用関数を最大にする行動をとる。それゆえ、行動原理は利己主義者と同じになり、標準的な分析手法をそのまま使える。この節で取り上げる3研究者は、共通していわゆる利他主義の効用関数を用いる。

3論文のうち最初の論文は、接合の理論レベルが通常は扱わない国家を含んでいる。この点に一言しておこう。実は、本稿の主要な登場人物である利己的な個人とはどのような選択行動をとる人物なのかを、私たちはまだ吟味していない。しかしながら、所得移転の受け手から互恵の原理に内発的同意を取り付けるメカニズムが問題となる段階では、合理的な選択行動の内実を理解しておかねばならない。最初の論文における国家は、合理的に行動する受け手の異なる選択行動を引き出すために、複数の選択肢を提示する装置として導入されている。それ以外に独自な活動はいっさい認められていない。この限定された触媒機能という点に留意して、接合の理論レベルで例外的に国家を含んだモデルを扱うことにする。

(ii)

コート論文は損失リスクのある社会において利己的な受け手が合理的な態度決定を行えば、いかなる選択の際に社会として望ましい状態が実現されるか、を究明する〔Coate, 1995〕。だが、私たちの主たる関心はそこには無くて、これからの議論の土台として、互恵の保険に同調させるべき受け手がとる合理的な選択を具体的なケースに即して理解する点にある。

登場する役者はいわゆる利他主義の効用関数をもつ複数の与え手(モデルでは2人と想定),利己的な受け手,与え手の利害に応じて利他主義的に行動する国家である。所得移転のタイプは,経常的な生活のための金銭移転と損失リスクを被った受け手に対する自由裁量の慈善・寄付(charity),および公的に管理された現物給付の保険とが存在する。ここには,その内容は異なっ

ているものの、社会扶助方式と社会保険方式の区別が形を変えて再び登場する。このモデルが想定する望ましい状態は、社会のパレート最適(社会の誰かを不利にせずには、ある人の配分をそれ以上に有利にできない状態)である。コート論文に即して具体的に定義すると、損失リスクが発生する前と後で、受け手の消費水準が変化しない状態となる。この枠組み設定のもとで、コートは4つのケースを分析する。

第1のケースでは、与え手は追加の寄付をしないと宣言し、それを実行する。受け手は損失リスクに備えて自己責任で私的保険をかける。コートによれば、与え手はこの宣言を実行できないから、このケースは実際上、ありえない。宣言実行のいかんにかかわらず、このケースは政策と選択の論理的な関連が直感的に理解できる。第4のケースは、損失リスクが起きた際の対処ではなくて、事前にリスク発生に対する予防策を講じるケースである。これは将来の自己に対する投資に相当するが、受け手のリスク対処のあり方としては、3番目の公的に管理された保険の購入に対する代替的な選択肢である。分析の論理的な帰結も第3のケースと同じである。したがって、受け手の合理的な選択に関して詳しい検討が必要なのは、第2と第3のケースである。この2つのケースでは、与え手は損失リスクの発生に対して、何らかの追加負担を拒めないと前提される。まず第2のケースをみれば、政府は公的な移転支出をすべて金銭で支給する。この時、社会には非効率が発生する。その非効率は次のような回路で生じる。与え手の出方が分からなくて困る受け手は、リスクの確率に照応した対応をとろうとすれば期待効用の概念に沿った行動をとらざるをえない。このプロセスを厳密に吟味した結果によれば、最終的な選択は損失リスクに対して全面的に補償する保険を購入するか、あるいはまったく保険をかけないか、の何れかしかない。

全面的に補償する保険を購入するか、あるいはまったく保険をかけないか、の何れかしかない。なぜなら、中間の選択は受け手の期待効用を最大化させないからである〔詳しい証明は付録1を参照のこと〕。コートの検討によれば、その選択は与え手の寄付の大きさに依存する。寄付がある程度大きければ、合理的な選択は保険を全然かけないことである。その選択によって生じる資源配分は、リスクの発生前後で受け手の消費水準を変える。また、与え手にとっても最適移転ではない。それゆえ、社会はパレート最適(最適効用)を実現できない。

第3の事例が扱うのは、公的な移転支出を金銭給付の一般移転と現物給付の保険補助金に分けるケースである。この時、与え手は金銭給付と保険補助金の国家負担を合算した公的負担の請求書を受け取る。モデルではトータルの負担額は変更しないと仮定していて、与え手はリスク発生時に寄付の必要がなくなる。それは彼らにとって最適移転を意味する。ここでの国家は、受け手にリスクを全面的に補填する水準の保険料に見合うだけの補助金を提供する必要はない。ある程度の大きさの保険補助金を提供し、不足する保険料を受け手に負担させられれば、それで十分である。そして、受け手が公的に供給される補助金では不足する保険料の一部を自ら支払う気になる保険料水準の有無について言えば、その存在を理論的に証明できる〔詳しい証明は付録2を参照のこと〕。

リスク回避型の受け手にとって、寄付を当てにしたリスクへの対処だと補填割合が分からないから、不足分を支払ってでも全面補填を期待する方が有利となる。この事例における受け手は、 自己のリスクに見合うもっとも効率的な保険を自己選択する。これは移転資金の総額から見れば、 金銭給付のうちの一部を保険料の不足分として支出しているに過ぎない。しかるに、受け手は自 分自身の資金で現物給付の保険を購入したと意識する。第2のケースと比較すれば、モデル構造にとっての公的に管理された保険の効果は、リスクが生じないときに消費を削減して、リスク発生時の消費を従前と同水準に保つ作用である。そうした状況は、社会の最適効用 (パレート最適)を実現する。

コート論文は不確定ファクターを損失リスクではなくて、与え手の寄付の大きさに設定する。 そのため、利己的な受け手は提供される政策のメリットを合理的に比較考量することを余儀なく される。その選択行動は厳格な論理手続きに則り選び取られる。この選択吟味が大切なのは、同 一の合理的な受け手がある政策では社会に非効率を発生させ、別な政策では社会の最適効用を実 現している点である。つまり、社会に発生する非効率は、政策の責任であることを明示している。 とはいえ、この事例は互恵の保険という社会保障の本質を体現していない。受け手は保険に加入 するとしても、それは自己の損失リスクへの備えにすぎず、彼らは与え手側に対して何ら積極的 なアクションを示さないからである。

ただし、受け手の自己負担引き受けは、与え手の所得移転を自由裁量による寄付分だけ減らすはずである。受け手の民間保険の購入が与え手の移転総量を軽減させるかぎり、先の瀬岡命題からして、それは結果的に与え手の貯蓄刺激となり、長期的にマクロの経済成長にプラスの作用をもたらすはずである。

2) 与え手・受け手の相互作用と結合家計モデル

(i)

コート論文は不確定な寄付の大きさと複数の公共政策という組み合わせのもとで、社会が最適効用を実現できるケースを解明した。この小節の考察ベースにあっては、国家という媒介者は退出し、所得移転の区別も消失している。したがって、所得移転は総体としての社会保障を意味しており、コート論文が掲げるような、社会の各パートの消費水準一定という目標設定は無意味である。この小節で考察する2論文は、同じ道具建てを用いる。しかるに、その2論文の社会保障に対する評価はまったく正反対になる。

ブキャナン論文は歯止めのない社会保障の膨張が生じ、それにより社会全体がスポイルされてしまうとの結論に到る [Buchanan, 1975]。これに対して、ベッカー論文は社会保障をうまく組み込めば、それが社会の発展に寄与すると説く [Becker, 1981]。いわゆる利他主義の効用関数をもつ与え手、利己的な受け手、双方の相互作用という同種の道具立てを用意しながら、対立的な結論に導くのは、それぞれの規範価値が異なる土俵を用意するからである。まさしく、思想が制度を作る事例といえる。

ブキャナン論文における与え手と受け手は、別々の世界で所得を生産し、消費を行う。ある事象に対する双方の効用の大きさも、相対順位も違っている。こうした両者間で所得移転が実施されれば、与え手と受け手の相互作用は社会をいかなる方向に導いていくであろうか。その解明にブキャナンは、2行2列の利得行列で表現される連続ゲームを用いる。図4、図5のAとBは、それぞれ与え手と受け手に相当する。このゲームのAは第1行か第2行を選び、Bは第1列か第2列を選択する。ローマ数字のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳはある特定の事象を示し、その事象に対するAと

図4 利得表の効用配置(ケース1)

	(B)			
		1	2	
(A)	1	I 2, 2	II 1, 1	
	2	II 4, 3	IV 3, 4	

(出所) Buchanan, James M. "The Samaritan's Dilemma" in Edmund S. Phelps, ed., Altruism, morality and economic theory. New York: Russell Sage Foundation, 1975, p.

図5 利得表の効用配置 (ケース2)

		(0)			
(A)		1	2		
	1	I 4, 2	II 1, 1		
	2	Ⅲ 2, 3	IV 3, 4		

(出所) Buchanan, James M. "The Samaritan's Dilemma" in Edmund S. Phelps, ed., Altruism, morality and economic theory. New York: Russell Sage Foundation, 1975, p.

Bの効用の大きさは、左側に A、右側に Bの値が表示されている。こうした構造の連続ゲームに入り込むと、与え手の Aがストレートに自己の最大効用を実現できる機会はきわめて少ない。

図4において、Aがまず第2行を選択すればBは第2列に落ち着く。Bが先に第2列を取ってもAは第2行を選ぶしかない。Aが自己の最大効用であるⅢを実現するには、一時的に第1行を選択してBに第1列を選ばした後に、第2行に移るしかない。偽の利得を真に見せるAの戦略的な行動は、Aに葛藤を生じさせ効用の損失を生む。

図5では少し事情が異なる。A,Bのいずれが先に決定するかに応じて、その選択をもう一方は受け入れざるをえない。Aが先取できるかぎり、Aは自己の効用を最大にできる。この時、BはAの利得行列を十分理解して、戦略的に強引な行動に出ることを前もってAに対して知らせる、と仮定しよう。もちろん、Bは強引な行動をとる際に先のAと同じように心を痛める。しかしながら、その効用損失を受け入れればBはNを実現できる。

ここのゲーム理論に即した選択行動を所得移転と関連づけてみよう。上記の事例から得られる一般的なルールは、最大効用を実現しようとすれば、短期的な効用損失に耐えてでも長期の最大効用を引き出す戦略的行動をとることである。もちろん実際には、目の前の苦痛がもたらす効用損失を嫌って、長期の最大効用を断念する現実妥協的な行動もとりうる。その選択に際して、ブキャナンは受け手については、コート論文と同じく、冷静に合理的な選択をすると考える。その反面、今日の与え手は長期的な合理性を貫けないと主張する。その理由は関連する2つの局面に対する与え手の態度決定でもって説明される。

1つは自堕落な人生を送る受け手に対しては、彼が餓死しようとも援助の手を差しのべない態度を堅持するという責任倫理の強さの局面である(与え手は自己の戦略行動を貫ぬくことで、受け手の期待効用そのものを変える)。もう1つは、当面の苦痛の回避で失う長期的な効用の損失を、どの程度に評価するかという主観的な時間割引率の局面である。目の前の痛みを過大に評価し、将来の損失をできるだけ小さく見込む誤りを犯さないことが大切である。だが、この割引率は純粋に主観的であり、長期の効用が社会的な課題である場合に適切な評価は難しい。この評価の誤りは、

受け手のその場しのぎの生活を寛大に受容する態度につながる。現代の経済社会はいずれの説明 要因についても、与え手を現実妥協的な態度決定に走らせる趨勢にある。経済発展による一般的 な富裕さの向上は与え手の供給能力を高めるし、そこで発生する与え手と受け手の格差拡大は、 受け手をますます戦略的行動へと駆り立てるからである。

社会のなかに明確な基準を掲げた変更できないルールを定める、あるいは、厳格なルールに基づいて救済する第三者機関を設置するかすれば、個々の与え手は長期的な効用の重視に際して、直接の苦痛を経験しないで済む。しかしながら、社会が民主的に構成され、受け手の選好が強く政策決定に入り込む現代では、ルールも第三者機関も受け手に妥協的な性格になっている。したがって、現代社会では享楽的な受け手の求める社会保障の拡充を拒否できなくなっていると結論づける。

ブキャナン論文のモデルからはつぎのような特質が取り出せる。モデルの構造についてみれば、与え手と受け手は、別々の世界で所得の生産および消費を行い、それぞれの事象に対する効用の大きさ・順位は違っている。これは市場取引と同じタイプの環境を意味する。登場するプレーヤのうち与え手は、いわゆる利他主義の効用関数をもち、真の損失リスクを負った人についてのみ救済するという社会保障の政策目標をも自覚している。受け手は、合理的に行動する利己的な人間である。ブキャナンの狙いは、受け手に政策目標と合致する行動をとらせることにある。その際、狙いの実現に対する責任は、すべて与え手側に負わされている点が注目される。分析から得られる結論は、与え手が自己の任務を適切に果たす倫理責任と判断の能力を欠いているために、社会保障の乱れでもって社会は崩壊の危機に落ち込んでいく、という悲観的なものである。

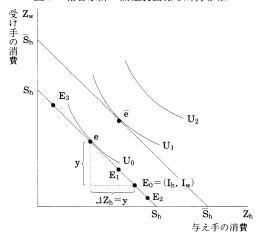
ここでは社会保障の乱用が通常の議論とは逆に、つまり逆モラルハザードとでも呼ぶ事態として扱われるのがとても興味深い。とはいえ、与え手の責任倫理に社会保障の問題の基本的な原因を求める分析は、政策科学の果たすべき使命を事実上、断念しているといえよう。ブキャナンがそこに原因を求める背後には彼独特の価値規範がある。その規範は、所得移転の必要性を認めるものの、市場経済の枠組みが提示する形式的な平等性を優先して重んじる。これは客観的には、初期条件に恵まれた人々が有利な地位を占有するのを是認することになる。その是認の裏返しとして、所得移転と政策目標の自覚は恵まれた地位にある人々の義務と位置づけられる。ブキャナンはこの価値規範の論理に従う点で、首尾一貫した態度をとっている。その与え手の価値は、塩野谷教授の分類による自然的貴族主義の体系と符合する部分が実に多い〔塩野谷、1984、p.334〕。

(ii)

ベッカーはブキャナンと同様の道具立てを用いながら、反対に社会保障が社会生活面のみならず経済活動面でも有用であると主張する。彼はどうしてこの結論を導き出せたのであろうか。その理由はモデルの構造にある。ブキャナンは一般性の高い枠組みと市場経済の環境にこだわる。経済学の正統派アプローチをとるブキャナンに対して、ベッカーは強い限定を付した特殊なモデルを設定する。それはいかなる条件であれば、合理的に行動する利己的な個人を、与え手に対して自発的に協力的な行動をとるよう仕向けられるかを、考え抜いたモデルだからである。かくて案出されたものが、結合家計のモデルである。

まずモデルの構成条件を明らかにしておこう。ここに登場する人々は、消費につぎ込む所得を

図6 結合家計の無差別曲線と所得移転



(出所) Becker, Gary S. "Altruism in the Family and Selfishness in the Market Place", *Economica*, No. 48, February 1981, p. 211.

共通の財布に入れる。財布内で行われる所得移転は、所得が増えるにつれて増大する上級経済財であり、そのことを受け手も承知している。また、所得移転は受け手の所得変動に即応して、与え手が自己の最大効用をもたらすと見なす点まで自動的に給付される。

つぎに、おなじみの予算制約線と効用関数の図を使って所得移転の作用を確認する。与え手の所得は、自己の消費と移転所得に分割される。受け手の側における消費を意味する収入の大きさは、自己が稼ぐ所得と与え手からの移転所得を合わせたものである。図 6 における予算制約線が受け手の収入である。提供される所得移転は受け手の収入額を変えないのだから、このモデルにおいて受け手の消費は予算制約線上を動く。与え手の最大効用は、自己の消費の限界効用と彼から見た受け手の消費の限界効用とが等しくなる水準(予算制約線が効用曲線と接する点)である。与え手は常にこの水準まで所得移転を行う。両者の所得組み合わせがこの接点よりも右側にあるケース(E_0 , E_1 , E_2 点)では、受け手の所得に何らかの増減が起きても、移転所得の操作によりその変動を相殺する。双方の配分組み合わせがこの均衡水準よりも左側に来るケース(E_3 点)だと、与え手からみて受け手は十分に裕福な状態にあるので、所得移転を止める。つまり、ベッカーの命題が成立するのは、均衡水準よりも右側の世界である。

このモデルだと、利己的な受け手は与え手に協力するのが自己に有利になる。考えられるケースの一つとして、受け手が与え手の所得を大きく犠牲にして自己の所得を増やそうとする事例をとろう。この行為で与え手の所得減少がより大きくなれば、彼は受け手に発生する所得の増加分よりも大きく移転所得を減らす。それにより、与え手だけではなくて受け手自身の収入も以前より減るので、受け手は与え手の所得を少なくするような行為を差し控える。もちろん、与え手の所得が少し減り、受け手の所得が大きく増える状況では、受け手がそうした行動に出る可能性はある。つぎに受け手は複数で、受け手のうち嫉妬深い人物が他の受け手を犠牲にして自己の所得を増やすケースを見てみよう。この場合も、嫉妬深い受け手は自己の消費を減らし、被害を受けた受け手はむしろ収入を増やす事態になる。この外の事例は省こう。

もっとも望ましいのは、予算制約線上における最大効用の位置を維持した上で、結合所得その ものを増やせる状況である。自己の消費拡大が目標である利己的な受け手は、与え手の所得移転 があるかぎり、結合家計の所得を増やすべく与え手に積極的に協力する。この社会の外部にあっ て内部にいる双方の行動だけを観察する者の目には、この家計メンバーはすべて利他主義者であ るかのように映る。だが、この事態は結合家計にとっての仮象という以上に重要な内容を備えて いる。結合家計は、与え手と受け手のいずれかに損失リスクが発生したり予想外の所得増大が起 きたりしても、移転所得の変化を通して所得変動が発生した当事者の消費の増減は、より緩やか なものになる。それゆえ、この所得移転のメカニズムは、リスクと不確実性に対する互恵の保険 を掛けているのと同じ作用を社会のメンバーにもたらす。

損失リスクに保険を掛けていれば所得変動の大きい仕事に挑戦しやすい。得られる成果も大きいがリスクも高い革新的な仕事は、それに該当する。この時、いわゆる利他主義者が多ければ、家計を構成する者の間のハーモニーはより強力なものになる。所得の生産における協調した行動はより大きな成果を生む。かくて、より多くの利他主義者および結合家計を抱えた社会の所得生産と社会保障の充実の間には好循環が生まれる。このメカニズムを円滑に機能させるには、3つの制限を付け加えることが必要だと、ベッカーは言う。与え手はねたみ行動をとらない。与え手は受け手の所得変動に対して自動的に調整行動をとれるように、受け手の特性や生活状態をよく掌握している。そして、家族や親戚などによる事業展開は別にして、このモデルを一般の市場取引に適用しない。以上がその条件である。

これらは共同体主義が求めるのと類似した条件である。この強い制限条件を備えたモデルを大きな世界に開かれている今日の社会にどう繋げるかは、モデルの論理の是非とは別個の課題であろう。

(iii)

本節の課題はいわゆる利他主義の研究に、接合の理論にふさわしい理論あるいはその土台となりうる理論を見い出すことである。モデルの作用構造から見るかぎり、結合家計モデルは土台となり得るようにみえる。このモデルは社会契約主義の論理に照らし、要請される要件をどの程度かなえているか、を検討しよう。

ベッカーは、利己的な受け手が与え手に自発的に協力するメカニズムを設定する。そのメカニズムは利己主義の受け手が直接の掛け金の拠出こそしないものの、互恵の保険と同じ機能を発揮する。ここで問われるのは、一般的には互恵の保険の作用をもつ結合家計モデルと社会契約主義の正義の原理を構成する要件とのより厳密な対応関係である。まず、第1原理である政治的な自由は疑問の余地がない。第2原理のうち前半の要件である公正な機会均等は、所得移転に対する周知性と、それを上級経済財とする位置づけがモデルの構成条件として組み込まれている。後半の要件となっている格差原理に該当するものは、結合家計モデルの特徴ある所得移転の方式だといえる。したがって、正義の原理の要件に関してはすべて満たしている。

これらの照応性は取り出せても、モデル全体としてはまだ重大な検討事項を残している。ベッカーが明言するように、結合家計モデルは通常の市場取引に当てはめると非効率を発生してしまう。それに対して彼の示す方針は、それぞれの世界で合理的な効用関数を用いるというものである。つまり、与え手は経済活動の世界にいるときには利己的な人間の効用関数をもち、社会連帯

の世界にくるといわゆる利他主義者に変わる。同一人物の効用関数が世界を移ると同時に切り替わるのである。接合の理論の論理段階で、これをどう考えればよいのであろうか。

形式的な可能性でいえば、切り替えはいわゆる利他主義から利己主義へとその逆の2方向で起こる。前者の切り替えは比較的に理解しやすい。すでに社会連帯の規範に拘束されている与え手が構成メンバー全体の分配状態を有利にするために効率的に活動するのは、それ自体が合理的だからである。この場合に、与え手にとっての論理的な展開は、正義 (権利)→能力→効用という経路をとる。これは塩野谷教授の表現に従えば、合理的人生計画により再構成された効用主義のケースに相当するように思われる [塩野谷、1984、p.397]。その一方、逆の切り替えは、どのような事態に相当するのであろうか。市場経済にこのケースを自生的に生み出す論理は存在しないように思われる。与え手にまわる人々は、損失リスクに対して民間保険をかけるのが利己的な立場からして合理的だからである。この点の突破は、ブキャナンに見られる「貴族は義務をもつ」という道徳価値に求めるしかないのではないか。しかし、これに依拠して突破を試みても、すでにブキャナン論文の吟味で判明したごとく、そこから互恵の保険は出てこない。

結局,市場経済の行動原理が生活全般を広く覆うことになろうとも、社会保障の本質を組み込んだ論理は、その原理の延長上からは出てこない。それ故、接合の理論のモデルは市場環境とは別タイプの土俵のうえに築かれる必要がある。本節の結合家計モデルは、正義の原理の要件を満たして構成メンバーに協調的な生活をもたらすのみならず、所得生産と社会保障の好循環をも産みだす。このモデルは、効用主義に立つ経済学から行動スタイルや分析概念などの道具立てを取り入れてはいても、接合の理論の土台としてふさわしいように思われる。モデルの構造が社会契約主義の論理と基本的に合致していると同時に、生活のネガティブな局面とポジティブな局面の双方において市場経済を補完する機能を備えているからである。

3) 小 括

塩野谷教授は『価値理念の構造』において、功利主義に代表される効用主義と社会契約主義の対立的な価値構造をさまざまな角度から解明する。この価値構造の相違をふまえた塩野谷教授の近代経済学に対する評価は非常に辛い。しかしながら、経済活動が存在する段階の接合の理論は、経済的な利害についての相互作用の分析に厚い蓄積がある近代経済学に基礎を求めざるをえない。

理論経済学のいわゆる利他主義研究は、多くの場合、社会保障を一括して所得移転として分析する。彼らは行動スタイルや分析概念に関して共通する道具立てを用いつつも、各人の依拠する規範価値を反映したモデルを工夫する。その際市場経済環境に対する信奉が広く見いだされる。この中にあって、ベッカーの研究は市場経済環境よりも公正性を優先させている点で際だっている。

ベッカー論文は、近代経済学の側から社会契約主義との論理的な整合性を備えた社会保障のモデルを提示する。さらに言えば、社会保障を、ポジティブな側面から経済活動を補完する制度として描く。その半面で、メンバー規模が小さく、濃密な情報の共有という強い制約を備えている。ここで得られたモデルの構造論理を、セーフティ・ネットワークとして今日の開かれた社会全体に張り巡らすための論理の構築は、統合力の編成原理レベルに課されているテーマと見るべきであろう。その制度編成の論理解明に際しては、本稿がその重要性の一端を取りあげたように、社

会保障の提供形態や組織を対象サービスの具体的な内容と絡めて考察する必要があろう。

近年盛んに論じられている社会扶助方式と社会保険方式の区別が意味を持つのは、この編成原理レベルである。本稿が明らかにしたごとく、塩野谷原理論は社会保障の論理的な展開体系に必要ないくつかの論理レベルを備えていない。そのために、正義の原理がいきなり現実制度の個別評価あるいは改革案提示に適用される。この飛躍を含んだ論理による現実解釈に対して、統合力の編成原理レベルが抱える錯綜した作用の分析こそ政策論議の眼目だと位置づける研究者が批判を行うのは、それはそれとして的を得ている。

5 おわりに

現代日本の社会保障制度の大がかりな再編をバックに激しく応酬し合う堀・塩野谷論争は,直接の当事者にとって実りある展開になっていない。この論争を分析すれば,異なる社会保障パラダイムの衝突がとり出せる。塩野谷教授の提起する社会契約主義アプローチは,これまで国家中心主義であった日本の社会保障制度の整備および研究に対するテディカルな対抗思想にほかならない。ようやく市場主義アプローチが国家中心主義に揺さぶりをかけている日本の事態のもとで,塩野谷教授は利己的な個人の全体が互恵の保険にふさわしい行動をとるような制度づくりを求める。論争の経過は現下の定説を信奉する研究者にとって,本来のパラダイム転換がいかに理解困難であるかを,示唆しているようである。

それに加えて、塩野谷教授の提起するパラダイムは論理体系として未完であり、その論争の進め方もいくつかの弱点を含んでいる。本稿はそれらのうち、重要と思われるものを取り上げた。とはいえ、本稿が力を注いだのは、社会契約主義に基づく社会保障の論理体系における接合の理論レベルの土台となるモデルを見いだす作業である。これらの考察が社会契約主義の体系像をいささかなりとも明瞭にしえたとすれば、本稿は目的を達成したといえる。

本稿の素材の大半は、私にとって新しい研究対象である。その未知の領域へと私を駆り立てたのは堀・塩野谷論争である。改めて堀、塩野谷両教授の知的誠実さに敬意を表したい。本稿はつよい知的刺激に突き動かされて、にわか仕込みの知識と資料面での制約という条件のもとで執筆された。このため、思わぬ誤りを犯していることをおそれる。それらの欠点・誤りは諸賢の指摘をえて、今後の研究のなかで正していきたい。

(1999年10月末脱稿, 在ミシガン大学)

〔付 記〕

坂野光俊教授は、大学院生の私が資料の所在も分からず困り果てていた当時から今日まで、変わることなく私の研究を支援して下さっている。本稿がいささかなりとも教授の学恩に報いるものであれば幸いである。

本稿は、平成11年度の国際交流基金フェローシップ事業による研究助成「高齢者介護態勢の日米比較」の 研究成果の一部である。

付録1:「国家がすべて金銭給付するケースでは,移転支出の受け手は完全保険かゼロ保険を選択する」の 証明

いま経済には、移転所得の 2 人の与え手と 1 人の受け手、そして与え手を代表する国家が存在する。移転所得の受け手は 2 つの経済状態に直面している。それは損失 L を被る "bad state (悪い状態)" と何の損失も生じない "good state (良い状態)" である。"bad state" が生じる確率は $\pi \in (0, 1)$ で表される。

移転所得の受け手の効用関数を以下のような自然対数の関数として定義する。

$$(1-1) u_p(x) = \log(x)$$

ここでxは消費水準である。また与え手i (i=1, 2) の効用関数は以下のように示される。ここでは、与え手の効用は自己の消費に加えて、受け手の効用にも影響される。なお、2人の与え手は対称的で同一とする。

(1-2)
$$U_{R}^{i} = x + \delta u_{p} = x + \delta \log(x) \quad (t \neq 0, \delta > 0)$$

次に国家は 2 人の与え手の利害を代表し、 2 人の効用の和 W_R ($W_R = u^1_R + u^2_R$) を最大にするように行動する。ただ乗り(free-rider)の問題を避けるために、国家は与え手から等分に税金を徴収し、それを移転所得 T として受け手に支給する。

いま移転所得の受け手は損失リスクに対して危険回避的であり、適正な利率で保険を利用できるとしよう。このとき受け手は π L の費用を支払い、リスクを全面的に補償する完全保険を購入するであろう。すると受け手の効用は $u_p = \log(y_p + T - \pi L)$ となり、与え手の効用は $u_R = y_R - T/2 + \delta \log(y_p + T - \pi L)$ となる。ただし、 y_R は与え手の所得、 y_p は受け手の所得を示す。ここで国家は2 人の与え手の効用の和 W_R を最大にするように移転所得を決定する。

(1-3)
$$W_R(T) = 2y_R - T + 2\delta \log(y_p + T - \pi L)$$

このとき最適移転所得 T[®] の一階の条件は以下で示される。

$$(1-4) 2\delta = \mathbf{v}_{p} + \mathbf{T}^{0} - \pi \mathbf{L}$$

この最適移転所得 T[®] の下では、与え手は受け手に対して寄付(charity)の提供を望まない。

これは次の理由による。いま "bad state" が起こると,各与え手の効用 u_R^i は $y_R - T^0/2 + \delta \log(y_p + T^0 - \pi L)$ となる。ここで与え手が受け手に寄付 τ_i を提供すると,与え手の効用は $y_R - T^0/2 - \tau_i + \delta \log(y_p + T^0 - \pi L)$ となる。与え手が寄付を行うには,それにより追加的に効用が増加($\Delta u_R^i / \Delta \tau_i > 0$)しなければならないが,(1-4)の下では $\Delta u_R^i / \Delta \tau_i < 0$ であり,効用が低下するために与え手は寄付を行う誘因を持たない。これは "good state" の場合も同様である。つまり,国家が与え手の効用の総和を最大にするように移転所得を決定し,移転所得の受け手が損失リスクを全面的に補償する完全保険を購入する場合,与え手の最適行動は受け手に対して寄付を行わないことである。またこれは資源配分においても効率的である。

次に、与え手は寄付を拒むことができず、経済状態と受け手の補償水準に応じて自己の効用を最大にするように寄付額を決定するものと考えよう。ここでは受け手は損失リスクに対して一部のみを補償する保険を 購入する。いま受け手は z を補償する保険を πz で購入し、"bad state" が実現したとする。そのとき各受け手の最適寄付額 τ* は以下で与えられる。

$$\begin{split} &(1\text{-}5) & \tau_i^* = \operatorname{argmax} \left\{ y_R - T/2 - \tau_i + \delta \log \left(y_p + T + (1-\pi)z - L + \tau_i + \tau_{-i}^* \right) : \tau_i \ge 0 \right\} \\ &(1\text{-}5) & \sigma - \text{階の条件は}, \; \; \delta = y_p + T + (1-\pi)z - L + \tau_i^* + \tau_{-i}^* \; となり,与え手は対称的で同一であるから, $\tau_i^*$$$

 $=\tau_{-i}^*$ より, τ^* \equiv τ_i^* + τ_{-i}^* とすると,与え手の最適寄付総和 τ^* は以下で示される。

ここで, ξ(T)/(1-π)>z ならば, τ*>0 であり, ξ(T)/(1-π)<z ならば, τ*=0 となる。

 $\tau^* = \max\{0, \xi(T) - (1-\pi)z\}$ (ただし, $\xi = \delta + L - (y_p + T)$)

(1-6)により定義された τ^* を寄付関数(charity function)と呼ぶ。受け手は寄付関数を考慮して、損失リスクに対する保険金額 z を決める。そのとき受け手の期待効用 V は以下で示される。

 $\tau^* > 0$ ならば,

(1-7)
$$V = \pi \log(y_p + T + (1-\pi)z - L + \tau^*(T, z)) + (1-\pi)\log(y_p + T - \pi z)$$

 $\tau^*=0$ ならば

(1-8)
$$V = \pi \log(y_p + T + (1-\pi)z - L) + (1-\pi)\log(y_p + T - \pi z)$$

となる。(1-7)および(1-8)を2で微分すると,

(1-9)
$$\partial V/\partial z = -\pi (1-\pi)/(y_p + T - \pi z) < 0$$

$$(1-10) \qquad \partial V/\partial z = \pi (1-\pi)/(y_p + T(1-\pi)z - L) - \pi (1-\pi)/(y_p + T-\pi z)$$

と与えられる。(1-9)より $\tau^*>0$ ならば, $\partial V/\partial z<0$ となり, $z^*=0$ である。 $\tau^*=0$ の場合,zとLの大小関係により(1-10)の符号は決まり,z<L ならば, $\partial V/\partial z\geq0$ となり, $z^*=L$ である。また $z\geq L$ ならば, $\partial V/\partial z<0$ となり, $z^*=0$ である。つまり,受け手にとって最適保険額 z^* は,全く保険を購入しないゼロ保険 $(z^*=0)$ か,全面的にリスクを補償する完全保険 $(z^*=L)$ を購入するかのどちらかである。ゼロ保険の下では受け手の期待効用は $V_0=\pi\log\delta+(1-\pi)\log(y_p+T)$ であり,完全保険の場合は $V_L=\log(y_p+T-\pi L)$ となる。 $V_0<V_L$ であれば,受け手は完全保険を選択し,逆に $V_0>V_L$ であれば,ゼロ保険を選択する。これらは $\xi(T)/(1-\pi)<L$ を前提としているが, $\xi(T)/(1-\pi)>L$ の場合は,上記より明らかなように受け手はゼロ保険を選択することになる。

付録2:「国家が社会保険を提供する場合に、移転支出の受け手が支払う気になる社会保険料の水準が存在 する」の証明

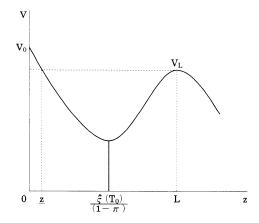
いま国家は金銭給付 $(T_0-\pi L)$ と公的な保険補助金 (L) を受け手に対して支給するものとしよう。そのとき受け手は,"good state" と "bad state" の状態に関わらず, $y_p+T_0-\pi L$ の消費水準を保証される。国家は金銭給付額と公的保険費用の財源を与え手より課税の形で徴収し,その合計は $(T_0-\pi L)+\pi L=T_0$ となる。この額は付録 1 の(1-4)で与えられる最適移転所得と同額であり,与え手にとって負担額は変化しない。このとき付録 1 でみたように,与え手にとって寄付を行う誘因は存在しない。

次に、国家は受け手に対して金銭給付 $(T_0-\pi z)$ と損失リスクの一部のみを補償する公的保険 (z) を給付するものとしよう。このとき受け手にとっては、国家から T_0 の移転所得を支給され、損失リスクに対して z を補償する私的保険を πz のプレミアムで購入したのと期待効用の上では同じことになる。もし受け手が公的保険の不足分を補足しようとしないならば、彼は "bad state" において、与え手より寄付金 $\tau^*(T_0, z)$ を受け取ることができる。そのとき受け手の期待効用 V は以下で示される。

(2-1)
$$V(z) = \pi \log(y_p + T_0 + (1-\pi)z - L + \tau^*(T_0, z)) + (1-\pi)\log(y_p + T_0 - \pi z)$$

これは付録 1 の(1-7)と同じものである。この期待効用の下で,受け手の最適行動は,公的保険の不足分を補足し完全保険とするか,何の保険も購入せず寄付金を受け取るかのどちらかである。もし,完全保険を選択するならば,そのとき受け手の期待効用は $V_L = \log(y_p + T_0 - \pi L)$ となる。受け手は, $V_L > V(z)$ が満たされる限りにおいてのみ,公的保険の不足分を補足し完全保険を購入することになる。

以下で図示したように、 $\xi(T_0)/(1-\pi)$ < L を仮定すると、 $V(\cdot)$ 関数は、 $[0,\ \xi(T_0)/(1-\pi)]$ において z の減少関数となり、 $[\xi(T_0)/(1-\pi),\ L]$ において増加関数となる。また、 $V(\xi(T_0)/(1-\pi))$ < $V(L)=V_L$ は 必ず満たされる。 $\tau^*=\delta+L-(y_p+T_0))-(1-\pi)z$ を(2-1)に代入すると $V(z)=\pi\log\delta+(1-\pi)\log(y_p+T_0)$ であり、z=0 のとき $V(0)=\pi\log\delta+\log(y_p+T_0)$ となる。これは、付録1の V_0 に該当する。ここで、 $z\in[0,\ L]$ において $V_L>V(0)$ ならば、受け手は必ず公的保険の不足分を補足し完全保険とする。もし、 $z\in[0,\ L]$ において $V(0)>V_L$ ならば、 $[0,\ \xi(T_0)/(1-\pi)]$ の区間において V(z) は z の減少関数であるから、 $V(z)=V_L$ を満たす z がその区間内に必ず存在する。いまそれを $z=\underline{z}$ とおくと、 $V(\underline{z})=\pi\log\delta+(1-\pi)\log(y_p+T_0-\pi\underline{z})=\log(y_p+T_0-\pi L)\equiv V_L$ となる。それゆえに、 $z\in[\underline{z},\ L]$ の区間内にz が存在す



る限り、 $V(z) \leq V_L$ は満たされ、受け手は公的保険の不足分を補足し、完全保険を購入することになる。

参考文献

Becker, Gary S. "Altruism in the Family and Selfishness in the Market Place," *Economica*, No. 48, February 1981.

Buchanan, James M. "The Samaritan's Dilemma," in Edmund S. Phelps, ed., *Altruism, morality and economic theory*. New York: Russell Sage Foundation, 1975.

Coate, Stephan "Altruism, the Samaritan's Dilemma, and Government Transfer Policy," *The American Economic Review*, Vol. 85, No. 1, March 1995.

江口隆裕『社会保障の基本原理を考える』有斐閣, 1996年。

広井良典『日本の社会保障』岩波書店,1999年。

堀勝洋『現代社会保障・社会福祉の基本問題』ミネルヴァ書房、1997年。

堀勝洋「社会保障と社会保険の原理を考える」『社会保険旬報』No. 1983, 1998年5月1日号。

堀勝洋「保険原理と扶助原理(上), (下)」『社会保険旬報』No. 2014, No. 2015, 1999年 3 月 1 日号, 3 月11日号(a)。

堀勝洋「保険原理と扶助原理(再論)」『社会保険旬報』No. 2022, 1999年 5 月21日号(b)。

釜田公良・佐藤隆・二神律子「サマリタンズ・ジレンマと世代間所得移転政策」竹内信仁・白井正敏編 『公共経済学研究 Ⅱ』中京大学,1997年。

長沼建一郎「社会保障改革論議と『保険原理』――『社会保険』を再考する――」『保険学雑誌』564号, 1999年3月。

太田匡彦「社会保険における保険性の在処をめぐって」『社会保険法』13号,1998年。

Rawls, John (矢島鈞次監訳)『正義論』紀伊国屋書店, 1979年。

瀬岡吉彦「医療経済分析のマクロとミクロ」瀬岡吉彦・山上征二編『透析医療の医療経済』日本メディカルセンター、1995年。

瀬岡吉彦「在宅医療の経済分析」瀬岡吉彦・山上征二編『在宅療法の医療経済』日本メディカルセンター, 1997年。

塩野谷祐一『価値理念の構造――効用対権利――』東洋経済新報社、1984年。

塩野谷祐一「社会保障と道徳原理」『季刊社会保障研究』Vol. 32, No. 4, 1997年 3月(a)。

塩野谷祐一「成熟社会における社会保障の理念」『健康保険』1997年4月(b)。

塩野谷祐一「社会保障における医療保険改革を考える」『医療経済研究機構 第三回シンポジウム記録集』 1997年 7月29日(c)。 塩野谷祐一「高齢社会のドグマ 扶助原理と保険原理の区別はナンセンス」『Voice』1997年9月号(d)。

塩野谷祐一「高齢者医療についての意見」『週間社会保障』 Vol. 52, No. 2016, 1998年12月7日号。

塩野谷祐一「高齢者医療制度改革の方向」『社会保険旬報』No. 2007, 1999年1月1日号(a)。

塩野谷祐一「保険と扶助——通説の批判」『社会保険旬報』No. 2018, 1999年4月11日号(b)。

堤修三「個人・社会保障・国家」『社会保険旬報』No. 1998, 1998年6月21日号。

漆博雄編『医療経済学』東京大学出版会, 1998年。

山田誠「公的介護保険とモラル・ハザード」『経済学雑誌』98巻4号,1997年11月。

山田誠「介護サービスの特性と日独の政策比較」西村周三編『医療白書 1998年版』日本医療企画, 1998 年12月。

山田誠「ドイツの補完性原理と自治体行財政」古瀬徹・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障 4 ドイツ』 東京大学出版会,1999年。

八代尚宏「社会福祉の構造改革」『社会保険旬報』No. 2000, 1998年10月21日号。